

平成 31 年度税制改正に関する意見

2018 年 9 月 19 日
日本商工会議所

基本的な考え方

(多様で分厚い中小企業の集積こそがわが国経済の大きな強み)

中小企業の雇用から発生する所得税は約 3.6 兆円に達し、給与から発生する所得税収の約 4 割を占めている。また、中小企業が負担する社会保険料事業主拠出分は約 13.3 兆円（大企業負担分：約 13 兆円）に上るなど、中小企業は雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。

中小企業の約 9 割は、経営者自らが資本を調達し、事業を行う同族経営であり、資本と経営が一体であるからこそ、機動的な意思決定や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えるなど、地域社会への高い貢献が可能となる。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、高度な技術力を保有し国際的なサプライチェーンの一端を担う企業、創業 100 年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層の集積こそがわが国経済の基盤であり、大きな強みである。

(新たなビジネスモデルに挑戦する中小企業を後押しする成長戦略・税制が必要)

わが国は、第 4 次産業革命の進展、雇用システムの変革（働き方改革）など、大きな社会変化が起きつつある中であって、わが国経済が持続的に成長するためには、多様性・柔軟性・機動性を有する中小企業が、イノベーションの担い手として、新たなビジネスモデルにチャレンジすることが重要である。

今後 5 年～10 年間で、団塊世代の中小企業経営者約 30 万人が引退する「大企業承継時代」を迎えると同時に、世代交代によって、新たなビジネスを生み出す意欲ある経営者の活躍を促すまたとない機会が到来している。国は、この機会を逃すことなく、創業・成長・事業承継といった企業のライフサイクルの各局面で、中小企業の自由闊達な活動を促し、その活力を最大限引き出す観点から税制を整備すべきである。

とりわけ、設備投資など将来の成長に向けた投資を後押ししていく観点から、中小企業の資金調達は金融機関からの借入が中心であることを踏まえ、借入の返済原資であるキャッシュフロー（内部留保＋減価償却費）の確保に繋がる税制の整備が不可欠である。

(国民の将来不安を解消する税制と社会保障制度の一体的な改革)

「人口急減・超高齢化社会」という構造的課題によって、国民や企業は将来に不安を感じ、このことが、消費マインドの低下や投資抑制の一因になっている。社会保障給付の重点化・効率化、待機児童対策を含めた少子化対策の充実・強化など、資源配分を高年齢者から若年層へ移行する社会保障制度改革を果敢に実行し、政策の重点を「現在の安心」から「将来の安心」へ大胆にシフトすべきである。

消費税率 10%への引上げは、社会保障制度の持続性確保、少子化対策の充実・強化のために必要である。国は、消費税率引上げに対する国民の理解を深めるための広報を強化するとともに、中小企業の価格転嫁や、耐久消費財を中心とした需要変動の平準化対策等、税率引上げに向けた経済環境を整備すべきである。

また、軽減税率制度については、制度導入まで 1 年余りとなる中であって、日本商工会議所の調査では、8 割の中小企業が準備に取り掛かっていない状況にある。混乱なく軽減税率制度が導入されるためには、まずは国による徹底的な広報（メディア、インターネットを含む）により事業者の準備を促す等、早急な対応が必要である。

【目次】

基本的な考え方	…	1
I. 中小企業の新たな挑戦を後押しし、成長を促す税制措置の実現		
1. 「生産性革命」実現に向けた税制措置の拡充	…	3
2. 中小・中堅企業のイノベーション・新事業展開を後押しする税制措置の拡充	…	4
II. 消費税率引上げに伴う課題		
1. 消費税率の確実な引上げに向け、国民の理解を得るための最大限の広報が必要	…	6
2. 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策に関する考え方	…	7
3. 消費税の軽減税率制度導入について	…	8
4. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき	…	9
5. 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置	…	9
6. 消費税の仕入税額控除制度における95%ルールの復活	…	9
7. 二重課税の見直し	…	9
III. 事業承継の円滑化に向けた税制措置		
1. 個人事業主の事業承継に対する支援措置	…	10
2. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用）	…	10
3. 事業承継税制の活用に向けた改善	…	10
4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進	…	12
5. 価値ある事業の継続を目的としたM&A・従業員承継を後押しする税制の拡充	…	13
6. 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減	…	14
7. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し	…	14
IV. 中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置		
1. 中小・中堅企業の活力強化を促す税制	…	14
2. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対	…	15
3. 女性の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し	…	17
4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減	…	19
5. 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し	…	22
6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充	…	22
7. 事業再生を支援する税制措置の拡充	…	23
8. 追加的なカーボンプライシングの導入反対	…	24
9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置	…	24
V. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置		
1. 地方創生の取り組みに資する税制措置	…	25
2. 民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置	…	27
3. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革	…	29
VI. 経済活動・国民生活に資する税制	…	30

I. 中小企業の新たな挑戦を後押しし、成長を促す税制措置の実現

1. 「生産性革命」実現に向けた税制措置の拡充

(1) 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

日本商工会議所が実施した中小企業の設備投資の動向に関する調査では、設備投資の目的として「能力増強」と回答する企業が約6割と最も多く、その理由として「現在の需要増に対応するため」が67.3%、「従業員の時間外労働や長時間労働の抑制・人手不足に対応するため」が51.8%と、上位を占めている。

国は、2017年～2020年までの3年間で「生産性革命・集中投資期間」として、大胆な税制、予算、規制改革等の施策を総動員するとしており、中小企業の設備投資を後押しする設備投資減税（中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制）は、引き続き措置すべきである。

とりわけ、設備投資を強力に後押しする中小企業経営強化税制の即時償却措置は継続が必要である。あわせて、新たな需要に対応するための工場増設、働き方改革に資する事務所や福利厚生施設の整備に必要な建物等や、車両運搬具を対象設備に追加するとともに、長時間労働の是正に向けたインセンティブ措置を新たに盛り込むなど、中小企業の設備投資を一層加速させるため、必要な拡充を行うべきである。また、資金の調達が困難なこと等により、中古設備を活用して生産性向上を図る事例が多く見られることから、対象設備に中古設備を加えるべきである。さらに、防災・減災をはじめ、災害発生後における中小企業の事業継続を可能とする対策の促進は中小企業の経営強化に資することから、対策の促進に有効な設備投資を一層加速させるため、必要な拡充を行うべきである。

あわせて、商業・サービス業・農林水産業活性化税制についても、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行ったうえで、延長すべきである。

なお、中小企業経営強化税制の適用を受けるためには、各企業の事業年度内に、国から「経営力向上計画」の認定を受ける必要があるが、中小企業の場合、決算の結果を踏まえて設備投資を判断するケースが多いことから、計画申請等が間に合わない可能性があるため、計画の簡素化を図るとともに、計画記載例（書き方のポイント）の充実等、事業者の利便性を向上すべきである。

(2) 中小企業の経営の実態を踏まえた減価償却資産における定率法の適用対象の拡大等

これまでの税制改正において、建物や建物付属設備等の減価償却資産は、償却方法が定率法から定額法へ変更される等、設備投資後の初期の償却限度額を縮小する方向で改正が行われてきた。

中小企業の場合、多くは金融機関からの借り入れによって資金調達を行っており、償却限度額の縮小は、手元キャッシュの減少による資金繰りの悪化に直結し、設備投資の抑制にもつながりかねない。中小企業の資金繰り等経営の実態を踏まえ、建物や建物付属設備等について定率法を適用可能とする等、償却方法の見直しが必要である。

また、耐用年数が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、減価償却資産の耐用年数の見直しが必要である。

(3) 中小法人の軽減税率は税率 15%を維持したうえで延長すべき

中小法人の 800 万円以下の所得に係る軽減税率は、本則 19%から 15%へ引下げられている中で、本税制措置の平成 28 年度の適用件数は約 84 万件に上るなど、中小企業の財務基盤を支えている税制であるといえる。

わが国経済が、世界経済リスク等を背景に先行き不透明な状況にある中で、仮に、本税制措置が延長されない場合、中小企業からは、資金繰りの悪化により設備投資や従業員の賃上げに影響を及ぼしかねないとの声が多く寄せられている。本税制措置は、税率 15%を維持したうえで適用期限を延長すべきである。

(4) 貸倒引当金の損金算入措置は簡素な制度のままで継続すべき

中小企業の多くは、売掛金等の債権が貸倒れた場合に備え、貸倒引当金を計上しており、税法上も損金算入が認められている。また、繰入限度額の計上は、法定繰入率による簡易的な計算方法が可能であり、中小企業の納税事務負担に配慮した制度となっている。多くの中小企業が景気の先行きを懸念する中で、将来の景気後退リスクへの備えを継続的に後押しする観点から、貸倒引当金の損金算入措置は、事業協同組合向けの割増特例も含め、簡素な制度のままで継続すべきである。

2. 中小・中堅企業のイノベーション・新事業展開を後押しする税制措置の拡充

(1) 中小・中堅企業の新事業展開を後押しする研究開発税制の延長・拡充

第 4 次産業革命の到来を踏まえ、わが国が国際競争を勝ち抜くためには、研究開発投資への後押しが極めて重要であり、研究開発税制は、制度全体として恒久化し、予見可能性のある安定した制度とすべきである。また、中小・中堅企業の研究開発を後押しする観点から、研究開発税制は、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 経営資源の限られた中小企業は、一人の人員が研究開発とともに他の業務を兼務することが多いが、研究開発税制の対象となる人件費は、専門的知識を持って試験開発の業務に「専ら」従事することが求められており、使い勝手が悪く、税制が活用されない原因になっている。中小企業の研究開発への取り組みを強力に支援するため、中小企業の場合は、試験研究費の対象となる人件費を、プロジェクト期間における業務状況の簡単な記録から概算比率で計上可能とするなど、大胆に運用面を改善すべき。
- ② 総額型における税額控除率（最大 17%）を維持するとともに、法人税率が引下げられている中で、研究開発費を増加させるインセンティブとして、最大で法人税額の 40%まで（総額型 25%、オープンイノベーション型 5%、上乘せ措置最大 10%）とされている控除額上限を上げるべき。
- ③ 中小企業において、単独で新たな事業を立ち上げるのは困難であり、外部との連携強化が重要である。独自の技術を有する研究開発型の中小企業やベンチャー企業と共同研究を行う場合のインセンティブを強化し、オープンイノベーションを推進すべき。
- ④ 大企業と比較して、経済環境の変化の影響を受けやすい中小企業において、研究開発を継続できるよう、研究開発費の繰り越し控除制度は復活させるべき。

- ⑤ 新たに研究開発税制を利用しようとする中小企業において、過去3年間の試験研究費を計算できないケースが想定されることから、比較試験研究費の計算方法の簡素化を図るべき。
- ⑥ 試験研究費の対象費目（製造原価）の明確化が、利用促進には必要不可欠であることから、テンプレート等の作成、中小企業への周知・徹底等の方策を講じるべき。
- ⑦ オープンイノベーション（特別試験研究費）の範囲に、特許譲受対価を追加すべき。

（2）創業後5年間の法人税・社会保険料の減免措置

創業後5年程度は黒字であったとしても、事業活動が不安定で経営基盤が安定しない企業が多い。そのため、中小企業のスタートアップ時の経営基盤を強化し、企業の拡大・発展を強力に後押しするため、中小企業支援機関等の創業支援を受けた創業者に対して、創業後5年間の法人税免税、社会保険料の減免措置や、創業後5年以内に生じた欠損金の繰越控除期間の無期限化を講じるとともに、資本金に関わらず、欠損金を100%控除できる期間についても、現行（創業後7年以内）から延長すべきである。

（3）創業資金に係る贈与税非課税枠の創設

創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税について、1,000万円の非課税枠を創設し、新規創業を支援すべきである。

（4）研究開発型ベンチャー企業の支援に資するパテント・ボックス税制の創設

中小企業の知的財産権の国内保有の推進や、創薬ベンチャー等の研究開発型のベンチャー企業を支援する観点から、パテント・ボックス税制（知的財産権に起因する収益に対する軽減税率の適用）を創設すべきである。

（5）法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の延長・拡充

現在、中小・中堅企業が新たな事業分野に進出する際、M&Aを活用するケースが増加しており、平成29年度税制改正において、地方投資を促す観点から要件が緩和されたベンチャー投資促進税制は、地方創生に資することから延長すべきである。

一方で、現行のベンチャー投資促進税制は、ファンドを通じた間接的な投資に限定されているが、中小・中堅企業が、ベンチャー企業に直接投資をすることで、ベンチャー企業の持つ新たな技術・ノウハウが中小・中堅企業に波及し、従来の事業の活性化・新事業展開に寄与することが期待されることから、中小・中堅企業がベンチャー企業に直接投資した場合にも税制優遇措置を講じるべきである。

（6）エンジェル税制の適用要件の拡充

成長途上にある企業へのリスクマネーの供給を増加させるためには、エンジェル税制の利用促進が不可欠である。ベンチャー企業への投資拡大に向け、適用企業の要件緩和を図るとともに、投資額の所得控除の上限額の引上げ、ベンチャー企業の株式損失における他の所得との損益通算期間を延長すべきである。

(7) 中小企業の成長意欲を喚起する業績連動給与の中小企業への適用拡大

役員給与については、会社法に基づく手続きを経て、職務執行の対価として、企業がその支給額を決定している。一方、税法上は、定期同額給与、事前確定届出給与、業績連動給与の3類型以外の役員給与は損金算入が認められていない。役員給与は、会社法で求める手続き以上の制限を課すべきはなく、原則、全額損金算入とすべきである。

少なくとも、非同族会社にのみ認められている業績連動給与に関しては、中小企業経営者の成長への意欲向上を図る観点から、中小企業にも対応可能な簡素な仕組みで、適用対象を拡大すべきである。

なお、事業年度開始後に損金算入が認められる役員給与改定事由のうち、「通常改定」は、事業年度開始から3カ月以内に限られ、3カ月後以降は「特別な事情」がない限りは認めないものとされているが、年間を通じて好不況の変動が激しい中小企業の実態を踏まえ、年度途中での改定を事業年度開始から半年後まで認める等、弾力的かつ機動的な仕組みとすべきである。とりわけ、「業績悪化改定事由」の狭義の解釈により、期中における役員給与の引下げが困難な実態があり、中小企業の赤字法人増大の一因ともなっている。期初の業績目標に達しない際に、期中に役員給与を引下げて収益を確保することは当然の経営行動であることから、役員給与の引下げは柔軟に認めるべきである。

(8) 中小企業の欠損金の繰戻還付制度の本則化

損益分岐点比率が9割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結する中小企業にとって、資金繰りは恒常的な経営課題である。

中小企業の資金繰りの改善を税制面で支援する観点から、中小企業の欠損金の繰戻還付制度は、恒久的な制度として、本則化すべきである。

(9) 賞与引当金、退職給与引当金の損金算入制度の復活

賞与引当金、退職給与引当金については、給与規程や退職金規程等に明確に定められている場合、企業は従業員に対して債務を負っていると考えられており、「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」等、企業会計において計上が求められていることから、法人税上も損金計上を認めるべきである。

II. 消費税率引上げに伴う課題

1. 消費税率の確実な引上げに向け、国民の理解を得るための最大限の広報が必要

わが国が「人口減少と超高齢化の加速」という構造的課題に直面する中で、社会保障給付費の急増に伴い、社会保険料の事業主負担をはじめ、社会保険料および公費（税財源・国債発行等）による負担は増加の一途をたどっている。

こうした中で、商工会議所は、予てから、持続可能な社会保障制度の確立や少子化対策の充実・強化のため、社会保障給付の重点化・効率化を図るとともに、将来世代に負担を先送りせず、社会全体で公平に負担する観点から、消費税率の10%への引上げが必要であると主張してきた。

2019年10月の税率引上げが確実に実施できるよう、社会保障財源としての消費税率引

上げに対する国民の理解を得るため、最大限の広報を行うべきである。もとより、社会保障給付の重点化・効率化に向けた取り組みは、一層加速させるべきである。

2. 消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策に関する考え方

わが国の消費税は、消費税創設時の経緯から、「消費に広く薄く負担を求める消費税の性格を鑑み、消費税を円滑かつ適正に転嫁する」旨を法律で規定し、最終的に消費者が消費税を負担することを前提としており、この点が、付加価値税はコストの一部と考える欧州の付加価値税とは事情が異なる。

商工会議所が消費税率 10%までの引上げを容認しているのは、中小企業が円滑に価格転嫁できる環境整備を大前提としている。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法に基づき、実効性の高い転嫁対策を強力に推進すべきであり、「消費税還元セールの解禁」等、転嫁対策の後退に繋がる同法の改正は不要である。

消費税率引上げに伴う需要変動の平準化対策の検討に際しては、中小企業の円滑な価格転嫁対策との両立が大前提である。

(1) 中小企業の円滑な価格転嫁の実現

①「消費税還元セール」の解禁に反対

国は、需要変動の平準化対策の検討にあたり、「税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動減が抑制されるよう、その方策について、具体的に検討する」としている。

もとより、価格は需要のみならず、賃上げや設備投資の原資となる利益の確保、ブランディング等様々な要素を踏まえて、事業者が戦略的に設定するものである。しかしながら、依然として厳しい価格競争が続く中で、価格決定力に劣る中小企業は、価格改定について消費者や取引先から理解を得られにくいのが実態である。また、規模が小さな企業であるほど価格転嫁は困難である。国が価格のみに着目し、税率引上げ後のセールを懲遷すれば、価格競争の激化によって、納入業者へのコスト低減圧力が強まり、立場の弱い中小企業の価格転嫁が一層困難になりかねない。

事業者は、単純な価格競争を回避するため、付加価値の高い商品等の提供に腐心しており、需要変動の平準化対策の検討にあたっては、民間や地域の需要獲得に向けた創意工夫を後押しする観点から施策を検討するべきである。

②多様な価格表示方法を認めるべき

商工会議所は、従来から、総額表示は、消費者に対して値上げした印象を強く与え、消費税の転嫁が困難になるケースがあることから、時限的に外税表示の選択を可能とする措置（転嫁対策特別措置法第 10 条（総額表示義務に関する消費税法の特例））の恒久化を強く求めているところである。

加えて、価格表示については、わが国で初めて導入される軽減税率への対応が必要となる。軽減税率導入によって、価格が「一物二価」となる商品を扱う事業者は、消費者に対する価格のわかりやすさ、売上への影響、同業他社の動向等を勘案しながら、

軽減税率に対応した価格表示を検討することになる。

国が、軽減税率実施に伴う価格表示の考え方を示す際には、事業者が自社にあった価格表示を選択できるよう、総額表示に偏ることなく、外税表示も含めた具体例を示すべきである。

(2) メリハリの利いた反動減対策が必要

需要変動の平準化対策の検討に際しては、価格上昇による実質所得の減少と、駆け込み需要と反動減による影響を分けて考える必要がある。

前回（2014年）の5%から8%への税率引上げ後の消費低迷は、内閣府の分析によれば、各種施策等による耐久財の需要先食い、若年子育て世帯や高齢者世帯における節約志向等が要因とされている。来年10月の消費税率10%への引上げ時においても、税率引上げによる実質所得の減少は避けられず、その影響を最小限に抑えるには、成長力強化による持続的な賃金上げに加え、社会保障制度改革の断行による将来不安の解消が必要である。

また、今回の税率引上げ幅は2%であり、前回（2014年）より引上げ幅が小さい。さらに軽減税率によって食料品等は8%に据え置かれることを踏まえれば、駆け込み需要と反動減の規模は、前回引上げ時より小規模となる可能性があり、メリハリの利いた反動減対策が必要である。そうした観点から、需要変動の影響を受けやすい耐久消費財（住宅、自動車等）の消費喚起策を講じるとともに、地方・小都市の活性化や中小企業の経営力強化等に資する施策の充実・強化が必要である。

3. 消費税の軽減税率制度導入について

(1) 軽減税率制度の導入はゼロベースで見直すべき

商工会議所は、予めから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。軽減税率制度の導入は、事業者からは、依然として反対する声が根強く上がっており、ゼロベースで見直すべきであると考えている。

(2) 軽減税率制度の導入に向けた課題

2019年10月の軽減税率制度導入まで1年余りとなる中で、日本商工会議所の調査では、8割の中小企業が「準備に取り掛かっていない」と回答する等、軽減税率制度への準備はほとんど進んでいない状況にある。混乱なく軽減税率制度が導入されるためには、まずは国による徹底的な広報（メディア、インターネットを含む）により事業者の準備を促す等、早急な対応が必要である。

また、小売や飲食関係の事業者からは、軽減税率制度は、わが国で初めて導入される制度であり、対象品目におけるグレーゾーンや、一物二価となる価格表示等を巡り、消費者からのクレームが発生し、現場が混乱するのではないかとの懸念が寄せられている。国は、消費者に対して丁寧かつわかりやすい広報を実施すべきであり、過度に事業者の説明責任を負わせるべきではない。

4. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）は廃止を含め、慎重に検討すべき

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500 万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。

「所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）」において、消費税の軽減税率制度の導入後 3 年以内を目途に、事業者の準備状況や事業者の取引への影響の可能性等を検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずると規定されている。既にインボイス制度を採用している EU において、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着している。わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

また、免税事業者に対しては、消費税率 10%へ引上げ後、インボイス制度導入前に、価格転嫁支援や課税選択を促す施策の展開が必要である。そのうえで、免税事業者の課税選択の動向、価格転嫁、取引排除等の実態を徹底的に調査・検証すべきである。

5. 消費税の申告に係る事業者負担の軽減措置

2014 年 4 月の消費税率引上げ後、国内の消費意欲が低迷する中で、日本商工会議所の調査では、売上高 1,000 万円以下の事業者は転嫁できた割合が 5 割と、小規模企業ほど価格転嫁が困難な実態となっている。価格転嫁が困難な企業においては、利益率の減少によって、消費税の滞納に繋がる恐れがあることから、以下に掲げる支援策を講じることで、消費税の申告に係る事業者の負担を軽減すべきである。

- ①消費税徴収の弾力的な運用（消費税の申告期間の延長や延納措置の創設等）
- ②消費税率引上げに伴う業績悪化に対する公的融資制度の拡充（金利優遇、別枠措置）
- ③滞納防止の観点から、中間納付制度の利用促進に向けた税理士・事業者への周知徹底
- ④消費税の少額滞納を防止する観点から課税額の多寡によらず、任意の予定納税制度や納付回数を任意に選択できる制度の創設

6. 消費税の仕入税額控除制度における 95%ルールの復活

平成 24 年度より、売上高 5 億円超の事業者において、いわゆる 95%ルールが廃止されたことに伴い、仕入税額控除ができない非課税取引については価格転嫁を行うことが困難であるため、損税が発生している。また、経営資源が乏しい中小企業者にとっては、多大な経理事務負担の増加につながっている。円滑な価格転嫁を実現するため、仕入税額控除における 95%ルールを復活すべきである。

7. 二重課税の見直し

わが国の税制において、消費税と、印紙税、揮発油税、酒税等との二重課税の問題がある。以下に掲げる二重課税の解消を図ることはもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべきである。

- ①印紙税

- ②石油に課せられる税（揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税等）
- ③嗜好品に課せられる税（酒税等）
- ④その他の税（ゴルフ場利用税、建物に係る不動産取得税、入湯税等）

Ⅲ. 事業承継の円滑化に向けた税制措置

1. 個人事業主の事業承継に対する支援措置

個人事業者は、わが国の企業数の約 55%を占め、その殆どが小規模事業者である。近年、競争の激化、経営者の高齢化、後継者難等から廃業が増加し、2009 年～2014 年にかけて約 34 万者減少している。

個人事業者は、地域ニーズにきめ細かく対応した事業を展開し、若者、女性、シニア等多様な人材に対する様々な働き方を提供する場であり、地域コミュニティの重要な担い手であることから、その存続は地域経済において非常に重要である。

個人事業者における事業承継を支援する措置として、経営承継円滑化法に基づく金融支援や小規模宅地等の特例が講じられてきたところあるが、十分な支援措置が講じられてきたとはいえない。

青色申告を選択する等、個人資産と事業用資産を区分している個人事業者が後継者へ事業用資産を承継させる際、遺留分減殺請求リスクを軽減する民法上の特例措置や、許認可や雇用の引継ぎに係る手続きの簡素化、承継する事業用の建物等への贈与税・相続税の軽減措置など、総合的な支援措置を検討すべきである。また、意欲ある後継者が承継を契機に法人化する場合、事業用資産の法人への譲渡等に係る税負担の軽減も検討すべきである。

なお、個人事業者は納税事務に割ける人員が限られており、複雑な要件を課した制度には対応が困難となる。個人事業者の贈与税・相続税の軽減措置を検討する際には、小規模宅地等の特例の適用要件は、現在の簡素な形で維持することが不可欠である。

2. 相続時精算課税制度の見直し（小規模宅地特例等の適用）

相続時精算課税制度を利用することにより、事業用資産を後継者に集中させることが可能であるが、相続時精算課税を利用して取得した宅地等については、小規模宅地等の特例の適用が認められていない。

個人事業者の計画的な事業承継を後押しする観点から、相続時精算課税制度を利用した場合においても、小規模宅地等の特例の適用を認めるべきである。

3. 事業承継税制の活用に向けた改善

平成 30 年度税制改正において抜本的に拡充された事業承継税制（特例措置）は、商工会議所の意見が数多く盛り込まれ、中小企業経営者から高く評価されている。一方、多くの中小企業において、特例措置の活用も含め、具体的な事業承継方法の検討が行われる中で、申告手続き・各種届出の簡素化や、特例措置の恒久化を求める声が多く寄せられている。特例措置の活用状況や中小企業の事業承継の進捗等を踏まえ、制度の改善、特例措置の恒久化等の検討が必要である。

(1) 事業承継税制の利用促進に向けた事務手続き・提出書類の改善

事業承継税制は、平成 30 年度税制改正の抜本的拡充を受け、多くの中小企業において税制の活用に向けた検討が進んでいる。一方、事業承継税制の適用を受けるためには、都道府県への認定申請や事業継続の報告書、報告に係る確認書等、申請段階のみならず、納税猶予の適用を受けている間も、数多くの書類を継続的に提出する必要がある、税制の適用を躊躇する要因となっている。

事業承継税制の利用促進に向け、以下に掲げる事務手続きや提出書類の改善を図るべきである。

- ① 書類提出の不備等により、納税猶予を利用できないことのないよう、提出書類についての宥恕規定の運用の明確化。

※宥恕規定：特例要件（課税軽減措置）に必要な書類に不備があったとしても、その不備にやむを得ない事情があると税務署長が認めた時に、特例措置を認める規定

- ② 資産管理型会社は、従業員数が一時でも 5 名を切ると取消・確定事由に該当し、特に小規模な企業にとっては大変厳しい要件となっていることから、資産管理型会社の従業員要件の判定時期を基準日時点のみとすること。
- ③ 贈与認定継続中に相続が発生し、切替確認を行う場合に、別途臨時報告を提出する必要があるが、切替確認の要件と臨時報告に対する確認要件は大部分が重複していることから、切替確認の申請を行った場合には、臨時報告の提出は不要とすること。
- ④ 任意に認定の取り消し申請を提出する場合には、当該申請行為自体から取消事由に該当した事実が明らかであるため、別途随時報告の提出は不要とすること。
- ⑤ 経営承継円滑化法における、贈与の日から贈与認定申請基準日までの従業員数 8 割維持の要件を撤廃すること。同様に相続認定申請基準日における雇用要件も撤廃すること。
- ⑥ 納税猶予の継続届出書の提出期限の到来を事前に知らせる文書を発出すること。
- ⑦ 年次報告書における従業員数証明を簡素化すること。
- ⑧ 5 年間の事業承継期間における都道府県への年次報告書と税務署への継続届出書を一本化し、書類の提出先を 1 箇所にする。

(2) 一般事業承継税制の相続切替時における特例事業承継税制の適用

一般事業承継税制による贈与税の納税猶予の適用者が、相続税の納税猶予へ切り替える場合、猶予割合（贈与税：100%、相続税：80%）の差分は、相続税負担が発生する。

早期かつ計画的な事業承継を促進するという制度の趣旨を踏まえ、一般事業承継税制を利用し、贈与税の納税猶予の適用を受けた者が、相続税負担が発生することのないよう、相続切り替え時に特例事業承継税制の適用を認めるべきである。

(3) 相続時精算課税制度を利用し、既に自社株式を承継した者に対する特例事業承継税制の適用

現在、相続時精算課税制度の利用者は、先代の相続開始時に特例事業承継税制を適用することができない。事業承継税制創設時においては、経過措置により相続時精算

課税制度適用者も適用できるようにされたことから、特例措置においても同様の措置を設け、相続時精算課税制度の利用者における特例事業承継税制の利用を認めるべきである。

(4) 信託を活用した株式の納税猶予制度の適用化

事業承継の選択肢を増やす観点から、株式の信託を活用した場合について、納税猶予制度の適用を認めるべきである。

(5) 経営承継円滑化法における民法特例（遺留分の特例）の適用対象範囲の見直し

特例事業承継税制は、被相続人および相続人ともに適用対象が大幅に拡充され、代表者以外の者も対象とされたが、民法特例（遺留分の特例）については、旧代表者および後継者1人に限定されたままである。

特例事業承継税制の適用対象拡大を踏まえ、民法特例の旧代表者および後継者要件についても見直しを検討すべきである。

(6) 事業承継税制の更なる周知・PR

事業承継税制の普及・促進に向けて、経営者のみならず、中小企業を支援する金融機関、士業等に対する広報活動の一層の強化が必要である。

4. 取引相場のない株式の評価方法の見直し、分散した株式集中化の促進

(1) 分散株式の集中化のための税制措置等

商法上、株式会社の発起人が7人以上必要とされた時代があり、実質的な創業者以外の他の発起人が株式を分散保有している会社も多い。これらの株式を経営者が取得する場合、当該非上場株式が高く評価され、買い戻しが極めて困難になっている。また、先代経営者が社員に株式を贈与または額面価額で譲渡している場合や、株主の相続等で株式が分散している場合にも同様の問題が生じている。

分散した株式の集中化を図る場合に、特例的評価方式（配当還元方式）での買い取りを認めるとともに、発行会社が自社株式を買い取る場合の譲渡株主（個人）のみなし配当課税および譲渡者から残存株主へののみなし贈与課税の適用停止等の措置を講じる必要がある。

また、同族株主判定の際に基準となる「6親等内の血族（はとこ）、3親等内の姻族（配偶者の甥・姪）」は、親族関係が希薄化した現在では同族に馴染まない。

会社経営に関与していない株主であっても、同族株主に該当するがために株式の相続税評価が高額となり、当該株主にかかる相続税の負担が重くなるほか、これら株主から発行会社やその経営陣が高額な相続税評価額による株式の買い取りを請求される等のトラブル事例も見受けられるため、早急にその範囲を「配偶者および3親等内の親族」に縮小すべきである。

(2) 現行の取引相場のない株式の評価方法における当面の改善点

純資産価額方式における株式の評価について、以下に掲げる措置を認めるべきである。

- ①都市部を中心とした地価高騰によって、評価会社の業績に関わらず、資産の時価評価が上昇し、株価が想定外に高く評価されることで、中小企業の円滑な事業承継を阻害している。中小企業の株式評価額の安定化を図る観点から、個人所有の小規模宅地と同様に、会社保有の土地についても評価減を認めるべき。
- ②純資産価額の計算上、企業会計上の貸借対照表を前提にしていることから、負債の範囲には、少なくとも、退職給与引当金、賞与引当金を含めるべき。
- ③評価差額から排除されている現物出資等に係る受入れ差額は、帳簿書類の保存期間を考慮し、現物出資等の後、最長 10 年以内に制限すべき。
- ④評価会社が所有する上場株式の評価については、課税時期前 3 カ月間の株価変動は斟酌されているが、課税時期後の株価変動が斟酌されていないのは不合理であり、課税時期の前後 3 カ月間（あるいは 5 カ月間）の株価変動を斟酌すべき。

(3) 事業継続を前提とした、配当重視の評価方法への抜本的見直し

継続事業体（ゴーイングコンサーン）として存在している中小企業にとって、成長に必要な安定的な経営基盤を次世代へ承継することが必要不可欠である。しかし、現行の取引相場のない株式の評価方法は、事業を継続し、企業価値を高めるほど、自社の株式評価が上昇することで、相続税負担が増加するなど円滑な事業承継の大きな阻害要因となっている。

非上場株式の財産価値は、主に議決権、配当期待権、残余財産分配権が付与されていると考えられるが、事業継続を前提とする中小企業の経営者にとって、自社株式の価値は、議決権と配当期待権以外になく、会社の清算時に初めて生じる残余財産分配権の価値は極めて低い。また、議決権は、独立して取引の対象となる財産ではないため、財産的価値はないと考えられている。

このため、取引相場のない株式の評価方法は、財産評価基本通達で原則的な評価方法とされている純資産価額方式のような企業の清算を前提とした評価方法に替えて、事業の継続を前提として、配当還元方式の適用拡大など、議決権を多く保有することで生じる配当を重視した評価方法に見直すべきである。

その際、経営者が配当額を恣意的に決めることのないよう、利益の一定額等を「配当とみなす金額」とする等、評価の適正化の観点も求められる。

5. 価値ある事業の継続を目的とした M&A・従業員承継を後押しする税制の拡充

近年、中小企業の後継者難を背景に、M&A が活発化しつつあるが、依然として、M&A は、中小企業にとって縁遠い存在で、自社が M&A の対象として評価されるかどうか分からず、経営者において、会社の売却という手段自体が初めから選択肢にない場合が多い。

このため、M&A による親族外への事業承継を円滑化するため、事業承継ファンドの出資者・投資先企業に対する税制優遇、株式譲渡益に係る特別控除の特例の創設等、中小企業を対象とした M&A に関する経済的負担を軽減する措置を講じることで、中小企業の価値ある事業の継続を後押しすべきである。

また、第三者への売却の他、中小企業においては、社内の親族外の役員や従業員への承継（従業員承継）を選択するケースも存在する。従業員承継は、企業文化やノウハウ

をスムーズに承継でき、従業員も安心して働ける等のメリットがある一方で、「株式の買取資金」や「個人保証」等の障害が存在する。株式買取資金に係る引当金を損金算入可能とする措置や、後継者が会社から受け取った株式買取資金に対する所得税の軽減措置を講じ、従業員承継を促進する必要がある。

6. 経営者個人が保有する事業用資産の会社への売却に係る税負担の軽減

事業承継を契機に、経営者個人が会社に貸付けている土地や建物を会社に売却するケースが多いが、「経営者保証に関するガイドライン」で求める「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」に資することから、売却時に発生する登録免許税、不動産取得税、譲渡所得税の負担軽減を図るべきである。

7. 担保提供している個人の事業用資産の評価方法の見直し

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超え、所有と経営が一体である中小企業は、事業資金の借入のために個人資産を担保提供している場合が多い。法人経営のために提供した個人資産は債権者の承諾なしには処分できず、資産価値としては大きな制約を受けている。

法人経営のために担保提供した個人資産は、事業用資産に準ずるものとして扱い、担保付き個人資産の評価額の一定割合を減額する特例の創設（減額は担保に入っている借入金の総額を上限）等、相続税の評価方法の見直しを検討すべきである。

IV. 中小企業の経営基盤の強化に資する税制措置

1. 中小・中堅企業の活力強化を促す税制

(1) 新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税の廃止

事業所税は、課税算出根拠が「事業所面積」、「従業員給与」となっていることから、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制と言える。

また、都市計画税が徴収される中であって、すでにその目的を達成しており、さらに、都市間の公平性や固定資産税との二重負担との指摘もある。

新規開業や立地促進、賃上げ等を阻害する事業所税は、早急に廃止すべきである。

なお、少なくとも、現行制度において、同一家屋に同族関係者が支配する会社が複数存在する場合に従業員数や事業所面積を合算勘定する措置（みなし共同事業）は、企業の合理的な行動を歪めるものであり、廃止すべきである。

(2) 印紙税の速やかな廃止

印紙税は消費税との二重課税であるとともに、電子商取引やペーパーレス化が進展する中、文書を課税主体とすることに合理性がなく、時代に即していない税制である。

電子化への対応が比較的遅れている特定の業界や中小企業に負担が偏っており、課税上の不公平感が生じている。課税文書の判定が難しく事務負担が重いこと、一取引について何重にも課税されること等の制度上の問題点も多い。そのため、印紙税は速やかに

廃止すべきである。

(3) 企業の前向きな設備投資を阻害する償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、企業の前向きな設備投資を阻害するものであり、また、国際的にも稀な税制であることから、廃止すべきである。

少額減価償却資産の対象資産について、国税（30万円）と地方税（固定資産税（20万円））において、その対象が異なるため、事業者は申告のために帳簿の二重管理等の納税事務負担を強いられている。本来、償却資産に係る固定資産税は、廃止すべきであるが、暫定的に二重管理の弊害を排除するため、当面、国税の基準に統一すべきである。

(4) セルフメディケーションの推進

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てする」ことである。効果としては、健康管理の習慣や医療・薬の知識が身につくとともに、国民医療費の適正化が期待される。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康サポート薬局の更なる普及・拡大等を通じてセルフメディケーションに対する啓発を進めるとともに、平成 29 年度税制改正で創設されたセルフメディケーション税制を含めた医療費控除制度の普及・活用を推進すべきである。

2. 中小企業の経営基盤を阻害する税制措置への反対

中小企業は、雇用を通じてわが国の財政や地域経済に大きく貢献している。その特性は、資本と経営が一体である同族経営であり、機動的な意思決定で変化する経済環境への機敏な対応や、長期的な視点に立った経営で地域の雇用を支えている。また、中小企業は、地域に密着した小規模企業や、サプライチェーンの一端を担う企業、創業 100 年を超す老舗企業など多種多様な存在であり、こうした多様で分厚い中小企業層が各地に集積していることが、わが国経済の基盤をなし、大きな強みとなっている。

中小企業税制は、一律に大企業やグローバル標準で比較するのではなく、こうした中小企業の特性に着目し、中小企業の活力を強化する観点から、成長戦略と一体で検討すべきである。

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、賃上げや地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらすのみならず、政府の賃金引上げの政策に逆行し、経済の好循環の実現を阻害する。諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。労働分配率が約 7 割、損益分岐点比率が 9 割にのぼる中小企業への適用拡大は、赤字法人 168 万社が増税になるなどその影響は甚大であり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。

なお、ガス供給業、電気供給業等は、法人事業税の課税標準として「収入金額」が適用されており、他の事業に比べ、不公平な取扱いとなっている。平成 30 年度税制改正

において、一部ガス事業者では取り扱いが見直されたが、引き続き全てのガス・電力事業者について、他の一般企業と同様の課税方式へ見直しを図る必要がある。その場合においても、中小企業に外形標準課税を適用すべきでない。

(2) 中小企業の欠損金繰越控除は制限すべきではない

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めず継続して行われる一方で、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されることから、法人税負担の平準化を図るために設けられている制度である。

中小企業は、損益分岐点比率が9割にのぼり、外部環境の変化や景気変動による売上の増減が直ちに収支に直結し、税引き前利益で赤字・黒字を繰り返しているのが実態である。国際的にも、多くの国では中小企業の欠損金繰越控除を制限しておらず、中小企業の経営の安定性に重要な役割を果たしている。

約89万社の利用企業が増税になるなど、中小企業の経営の安定性を損なうことから、欠損金繰越控除は制限すべきではない。

(3) 中小企業への留保金課税の適用拡大は断固反対

激しい経済社会の変化に対応し、安定した事業経営を行うためには、優秀な人材の確保や育成、設備投資、技術開発や研究開発等の将来に向けた投資が必要である。企業が厳しい競争を勝ち抜き成長するため、投資の源泉となる利益の蓄積と自己資本の充実による財務基盤の強化は極めて重要である。

また、中小企業の同族会社は大企業と異なり、設備投資の際の資金調達は、金融機関からの借入金を中心となっており、資金繰りの悪化等により借入が難しい場合に備え、内部留保を蓄積しておく傾向がある。自己資本の充実を抑制し企業の成長を阻害する留保金課税の拡大は反対であり、むしろ資本金1億円超の同族会社に対しても廃止すべきである。

(4) 減価償却制度の定額法への統一は中小企業に多大な影響を及ぼすため反対

IFRS（国際会計基準）の導入や、事業のグローバル化に伴う会計の統一化などを背景に、減価償却方法を定額法に一本化すべきとの意見があるが、中小企業は国際会計基準を採用していないうえ、大多数が定率法を選択している。中小企業は資金調達に制約があり、投資資金の早期回収が経営上不可欠であることから、戦略的に償却方法を選択している。減価償却方法が定額法に統一された場合には、投資に対する資金回収期間が長くなることで、手元のキャッシュが減少し、企業の設備投資意欲を減退させることになる。政府が掲げる「生産性革命」にも逆行するものであり、減価償却方法の定額法への統一には反対である。

また、償却期間が企業の設備投資サイクルに適合していないとの声も多く、中小企業の設備投資の実態を踏まえ、償却期間の見直しが必要である。

(5) リース会計基準の見直しにより、中小企業の税務へ影響を及ぼすべきではない

2016年に国際会計基準（IFRS）および米国会計基準におけるリースに関する会計基

準が改正され、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化することとされた。

IFRS 等の改正を受け、わが国の企業会計基準委員会（ASBJ）は、リースに関する会計基準と IFRS 等との整合性を図ることについて検討を開始しているが、中小企業においては、「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられており、特に「中小企業の会計に関する基本要領」は IFRS の影響を受けないものとされている。

仮に、リースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の変動や事務負担の増加という影響が生じる可能性があり、ひいては確定決算主義の維持が危ぶまれる状況を招来しかねない。リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことがないようにすべきである。

3. 女性の活躍促進、子育て世代の支援の拡充に向けた制度の見直し

労働力人口が減少する中においても成長を維持していくためには、女性や高齢者が働きやすい環境を整備し、可能な限り働くことを選択してもらう必要がある。そのため、女性や高齢者の働きたい意思が尊重される社会の構築とともに、結婚、出産、子育て、復職の各ステージを通じて、より働きやすくなる支援制度や生活環境を総合的に整備することが不可欠である。

（1）所得控除制度の見直しに関する考え方 ～税額控除制度への移行～

現行の所得控除制度（基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除）は、累進税率の下では高所得世帯ほど税負担が軽減されており、多くの子育て層が含まれる低所得世帯（年収 300 万円～400 万円）には税負担の軽減効果が小さい。

このため、所得控除制度の見直しにあたっては、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除を一本化し、所得額によらず税負担の軽減額が一定となる税額控除制度に移行すべきである。その際、夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用するとともに、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすべきである。夫婦それぞれの所得に対して税額控除を適用することで、単身世帯との公平性を担保することが可能となる。また、夫婦どちらか一方に控除しきれない税額控除額がある場合、他方の税額控除に上乗せする仕組みとすることで、現在の配偶者控除と同様に専業主婦世帯の税負担の軽減が可能となり、専業主婦が担っている家庭内での貢献や、地域活動への貢献にも配慮した制度となる。

（2）社会保険制度の見直しに関する考え方

被用者保険（厚生年金、健康保険）の保険料負担が生じる 130 万円の壁（手取額の目減りによる段差）は、労働者自身の就業調整、保険料を折半負担する使用者側の雇用調整の大きな要因となっている。

さらに、2016 年 10 月から施行された短時間労働者への社会保険の一部適用拡大により 130 万円より低い 106 万円の壁が新たに生じ、更なる就労調整を意識する労働者もい

る。今後、適用対象となる年収要件を更に引下げたとしても、「壁」が生じる以上、就労意欲の阻害要因を無くすことにならない。

従って、保険料負担の発生により手取収入が急激に減少する不合理を解消し、それをなだらかなものにする制度改正あるいは政策的措置が必要である。

(3) 公的年金等控除の見直しによる子育て世帯への支援の拡充

消費税 10%の範囲で一定期間は持続可能な社会保障制度とするためには、社会保障給付の重点化・効率化を徹底・加速化するとともに高齢者の応能負担割合を高める必要がある。社会保障給付の重点化・効率化によって生まれる財源や、女性や高齢者の活躍により増加する所得税収を、若年世代の結婚、出産、子育て等に係る環境整備や、子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設等、少子化対策に重点的に配分すべきである。

平成 30 年度税制改正において、公的年金等控除について、年金以外の所得が 1,000 万円超の年金受給者の控除額の引下げ等が行われた。高齢者の応能負担割合を高める観点から、引き続き、公的年金等控除の見直しを検討し、子育て世代への支援の拡充を図るべきである。

(4) 企業の子育て支援に資する税制措置等

①企業主導型保育事業に係る固定資産税等の減免措置の延長

企業の関心が高く保育の受け皿の整備に寄与している企業主導型保育事業は、設置主体の 6 割が中小企業であり、共同設置・共同利用が 4 割を占めているが、制度の認知が進んでいないとの指摘がある。

不足する保育の受け皿の整備を一層促進するため、企業主導型保育事業の用に供される固定資産に係る固定資産税等の減免措置については延長するとともに、保育所の設置を検討している中小企業と保育事業者とのマッチング等が必要である。

②事業主拠出金の安易な用途拡大や料率引上げは行うべきではない

子育て支援のための費用は、社会全体で子育てを支えるとともに安定的に財源を確保するために、商工会議所はかねてから税による恒久財源で賄うべきと主張してきた。保育の受け皿の追加整備には多額の費用を要するが、受け皿整備によって増える女性等新たな就業者の所得拡大効果、それに伴う税収増が確実に見込まれることから、社会保障給付の重点化・効率化により生まれる財源もあわせ、政府は子育て支援のための施策に予算を重点的に配分すべきである。

多くの中小企業が人手不足による防衛的な賃上げや最低賃金引上げへの対応、社会保険料の負担増等への対応を迫られている中で、企業主導型保育事業の財源である事業主拠出金は赤字企業も含め全ての企業を対象に厚生年金とともに徴収されており、料率の引上げが続いていることから、企業にとって負担感が増している。改正子ども・子育て支援法により、事業主拠出金の法定上限率が 0.25%から 0.45%に、2018 年度の料率は 0.29%に引上げられているところだが、毎年の料率は中小企業の支払余力に基づき慎重に審議するとともに、安易に用途を拡大することなく運用規律を徹底することで、料率はできる限り引上げるべきではない。また、待機児童解消への貢献

度など企業主導型保育事業の効果をしっかりと検証していくとともに、今後想定される料率を含め中長期の事業計画を明らかにすることが必要である。

4. 納税環境の整備・納税協力負担の軽減

(1) 行政の効率化、中小企業の納税協力負担の軽減による社会全体での生産性向上

申告納税方式を採用しているわが国では、本来は国が行うべき徴税事務について、納税者である事業者が、納税協力として多大な負担をしている。特に、人的資源に乏しい中小企業における納税協力負担は、生産性向上の阻害要因となっている。他方、人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においてはフルセットの行政サービスの提供が困難になりつつあり、行政事務の効率化が不可欠となっている。

行政手続簡素化の3原則（デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一）を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。

①e-Tax（国税）とeLTAX（地方税）の統合・連携強化による申告・納税手続きのワンストップ化の推進

中小企業でも活用できる会計システムが普及し、電子申告についても対応するシステムが増えつつある一方で、行政側においては、既存の紙媒体の手続きをそのまま電子的に置き換えていたり、単にPDF化した申請書類をホームページに掲載するだけにとどまっているケースがある。

このため、e-Tax と eLTAX の統合・連携強化を図り、国と地方の申告・納税手続きのワンストップ化を推進すべきである。

②e-Tax およびeLTAX と民間ソフトウェアとの連携強化

近年、中小企業において、安価で簡単に導入できるクラウド型会計システムの導入が進んでいる。中小企業の電子申告を推進するためには、こうした民間の会計ソフトウェア等から e-Tax および eLTAX のシームレスな申告等が可能となることが重要であることから、e-Tax および eLTAX と民間ソフトウェアとの連携を強化すべきである。

③従業員の給与に係る納税、社会保険、労働保険に係る事務手続きのワンストップ化

日本商工会議所のアンケート調査では、従業員の給与に係る納税事務は、11月～12月の短期間に集中し、特に年末調整については、平時の2倍もの業務時間が発生しているとの結果が出ている。

年末調整のための従業員と企業間の書類のやり取りは、各種控除に必要な金融機関や保険会社等の証明書も含め紙媒体で行われており、企業の担当者は、「申告書の配付・回収」、「内容確認・訂正依頼」、「給与システムへのデータ入力」等、多くの事務作業に追われている。

2017年1月から、eLTAXにおいて、年末調整および個人住民税に係る給与報告書の提出の一元的提出が可能となったが、従業員の扶養控除や保険料控除等の申告段階からの電子化や、社会保険料、労働保険に係る手続きのワンストップ化も検討すべきで

ある。その際、現行の事務をそのまま電子化するのではなく、納期の見直し（半年分まとめて納付できる特例の要件緩和）や、マイナンバーの活用等により、申告手続きの抜本的な簡素化を図るべきである。

また、個人住民税の特別徴収税額通知の電子交付については、対応する地方自治体が少数にとどまっていることから、国は全ての地方自治体で電子交付が可能となるよう、地方自治体に対して電子交付の対応を働きかけるべきである。

④全ての地方自治体における eLTAX での電子納税環境の早期整備

e-Tax においては、申告から納税まで一貫して手続きの電子化が実現している一方で、eLTAX においては、電子納税サービスを提供している地方自治体は一部に限られている。

国は、全ての地方自治体において、eLTAX での電子納税が可能となるよう、地方自治体に対して、電子納税環境の早期整備を働きかけるべきである。その際、電子納税が可能となる税目は、法人事業税、法人住民税、従業員の個人住民税はもとより、法人が電子申告を行える全ての税目を対象とすべきである。

⑤地方自治体の税務事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の実現

人口減少の進展の中で、小規模な地方自治体においては、フルセットの行政サービスの提供が困難になると予想される中、近年、地方自治体では、税務事務の広域化・共同化に取り組む動きが見られるものの、その取り組みは、多くの場合、徴収事務に止まっている。

国は、地域の中小企業の利便性向上を図る観点から、地方自治体における申告・納税事務の広域化・共同化によるワンストップ窓口の設置について促進すべきである。

⑥中小企業に多大な事務負担を課す消費税の軽減税率・インボイス制度は導入すべきでない（再掲）

商工会議所は、予てから、軽減税率制度は、社会保障財源を毀損すること、中小企業に過度な事務負担を強いることから導入すべきではなく、単一税率を維持すべきであり、また、低所得者対策は、真に必要な者に対して、所得に応じたきめ細かな給付措置で対応すべきと主張してきた。軽減税率制度の導入は、事業者からは、依然として反対する声が根強く上がっており、ゼロベースで見直すべきであると考えている。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、飲食料品を取り扱う事業者のみならず、全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであり、広範囲に影響を及ぼすとともに、500 万者を超える免税事業者が取引から排除されるおそれがある。既にインボイス制度を採用している EU において、インボイスに対応するためのコンプライアンスコストの重さが指摘されている一方で、わが国は、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的できる仕組みが定着していることを踏まえ、わが国へのインボイス制度の導入にあたっては、軽減税率制度の導入後、十分な期間を設け、廃止を含め、慎重に検討すべきである。

⑦納税事務負担増につながる寄附金控除の年末調整対象化には反対

寄附金控除に係る手続きを年末調整の対象にすることは、企業の納税事務負担増につながり、国が取り組む納税事務負担の軽減に逆行することから、行うべきではない。寄附金控除に係る事務手続きの簡素化は、マイナンバーの活用や e-Tax の利便性向上等において検討すべきである。

⑧国税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 国、地方自治体に提出する法人や事業所の開業届出等をワンストップ化すること。その際、青色申告承認申請書等についても開業届出とあわせて提出するよう促すこと。
- ・ 「事前照会に対する文書回答手続」について、税務当局の執行体制の強化を図りつつ、対象取引等に係る要件の緩和等、所要の改善を図ること。
- ・ 中間申告および予定納税について、選択により申告できるようにすること。
- ・ 税額計算に直接関係しない「法人事業概況説明書」の提出を省略可能とすること。
- ・ 準確定申告（納税者が死亡したときの確定申告）の申告期限を相続税申告期限まで延長できるようにすること。
- ・ 法人の青色申告承認申請書や棚卸資産の評価方法の変更承認申請書等の提出期限を前事業年度に係る確定申告書の提出期限までとすること。
- ・ 年末調整や源泉徴収に係る書類について、税制改正を反映したエクセル形式のテンプレートを国税庁ホームページ等に掲載すること。

⑨地方税に係る企業の税務事務負担の軽減

- ・ 地方自治体毎に異なる書類の様式や手続き、納付期限等を統一すること。
- ・ 固定資産税の償却資産の申告期限を企業の法人税申告期限と統一すること。
- ・ 法人事業税の外形標準課税の付加価値割の計算は、報酬給与等の収益配分額の確定申告書への添付が必要とされており、データ管理等、多大な事務負担が生じているため、簡素化すること。

(2) 事業者の納税事務負担を増加させる個人住民税の現年課税化には反対

個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。

(3) 不納付加算税の軽減

源泉所得税の納付遅延が起ると、不納付加算税として、原則、源泉所得税額の10%が徴収されることになる。これは、人的資源に乏しい中小企業に対し、過度な負担を強いるものであり、以下に掲げる対策を講じるべきである。

①給与所得の源泉所得税の納付期限（翌月10日）を、「翌月20日」とする

②不納付加算税（源泉所得税の10%）を軽減する

(4) 租税教育の充実

租税の意義や役割を正しく理解し、納税者意識を向上させるため、学校教育の段階から社会人に至るまで広い年代において、租税教育の充実が重要である。次代を担う児童・生徒が税制について関心を持てるよう、平易で分かりやすい教材やカリキュラムを用意しておくことが必要である。

5. 中小企業向け租税特別措置の適用制限の見直し

平成 29 年度税制改正において、中小企業向け租税特別措置の適用を受けるための要件として、課税所得（過去 3 年平均）が 15 億円以下であることが追加された。しかしながら、急激な経営環境の変化に伴い計上する不動産売却益や債務免除益等のように、経常的な所得以外の特別損益によって、租税特別措置が適用されなくなる事態が想定される。このため、中小企業向け租税特別措置の適用要件である課税所得の計算対象から特別損益を除外する等の見直しが必要である。

6. 中小企業の国際化を支援する税制措置の拡充

(1) 企業の健全な海外展開を抑制しない国際課税の検討が必要

平成 29 年度与党税制改正大綱「【補論】今後の国際課税のあり方についての基本的考え方」において、移転価格税制、過大利子支払税制の見直しが盛り込まれている。

移転価格税制における所得相応性基準の導入については、事後的に税額を更正できるため、納税者の予見可能性を損ないかねない。また、過大支払利子税制における制限対象利子の範囲や固定比率の水準等の見直しは、国外関係者がいない中小企業においても支払利子が損金不算入となる可能性があるため、中小企業の資金調達に支障がきたす恐れがある。国際課税の見直しに際しては、中堅・中小企業の事業活動を阻害することのないよう、慎重に検討すべきである。

(2) 中小企業における海外子会社からの受取配当金の全額益金不算入の実現

平成 21 年度税制改正において、海外展開による利益の国内への還流を促進するため、海外子会社からの受取配当金益金不算入制度が導入されたが、海外子会社投資関連費用として 5%分が相殺され 95%が益金不算入となっている。中小企業の海外展開をより一層促進する観点から、受取配当金を全額益金不算入とすべきである。

(3) 租税条約の締結・改定による現地子会社の配当等の源泉税率の見直し

成長著しい中国、インド等を中心とした各国との租税条約の改定等を順次行い、現地子会社の配当・知的財産権使用料等の源泉税率を早急に見直すべきである。また、中国やインド等で発生している不透明な PE 課税等による紛争事案に関しては、中小企業では対処が事実上困難であることから、相手国との交渉への支援等を官民挙げて積極的に行うべきである。

(4) 外国税額控除の抜本的な見直し

外国税額控除限度超過額および控除余裕額の繰越期間については、現行の 3 年から米

国並みの 10 年に延長すべきである。少なくとも、繰越年数経過後の控除限度超過額については損金算入可能とすべきである。

(5) 海外投資リスクを軽減する税制措置

中小企業の海外展開が進む一方で、販売不振や現地の商慣行の違いなどに直面し、海外からの撤退を余儀なくされる企業は少なくない。中小企業の海外投資リスクを軽減する観点から、海外からの撤退費用を税額控除できる制度の創設や、資源開発事業にのみ認められている海外投資等損失準備金の拡充を図るべきである。

また、海外子会社への出向社員の人件費を親会社が負担している場合、海外子会社の経営基盤の早期安定化の観点から、設立後少なくとも 1 年間は、その負担分を海外寄附金の対象から除外し、全額損金算入を認めるべきである。

7. 事業再生を支援する税制措置の拡充

中小企業再生支援協議会が取り組む中小企業の事業再生を後押しする観点から、以下に掲げる税制措置を拡充すべきである。

(1) 協議会関与の下での事業再生における資産の評価損益の計上要件の緩和

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領」（以下、基本要領とする）に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画検討委員会による再生計画の調査・報告を要せず、外部専門家によって一定の評価基準に従った資産評価が実施されることのみを要件として、資産の評価損益について損金算入または益金算入ができるようにすべきである。

(2) 経営者の私財提供に係る特例の要件等の緩和

「基本要領」等の一般に公表された債務処理手続きの準則に則り作成された合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う事業用資産の私財提供については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、一定の要件の下で譲渡所得を非課税としているが、平成 21 年 12 月 4 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に条件変更が行われていることの要件を廃止し、かつ、「保証人となっている取締役等（取締役、業務執行社員、株主およびこれらの親族）」を対象を拡大したうえで、この規定を恒久化すべきである。

(3) 協議会関与の下でのサービサー債権の買取りに係る債務免除益の繰延

「基本要領」に定める手続きに従って債務者企業がサービサー等一定の金融機関から債権を買い取る再生計画が策定される場合には、買取りの際に発生する債務免除益について再生計画期間中は課税を繰り延べ、再生計画期間後 5 年間など一定期間で均等額以上を益金に算入するなどの措置を講ずべきである。

(4) 青色繰越欠損金の繰越期限の停止、期限切れ青色繰越欠損金の損金算入

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点における青色繰越欠損金について、再生計画期間中は繰越期限にかかわらず損金算

入ができるものとすべきである。また、再生計画合意日以前の一定の期間内に繰越期限が経過した青色繰越欠損金について、再生計画期間中は損金算入ができるものとすべきである。

(5) 保証債務を履行するために土地建物などを譲渡した場合の特例の柔軟な運用

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合に、当該再生計画内に経営者等の所有する土地建物などを譲渡し、再生企業の借入金の弁済に充てることが明記されており、かつ、再生計画期間中に譲渡および借入金の弁済が実行された場合には、当該譲渡に係る所得がなかったものとすべきである。

(6) 固定資産税の軽減措置

「基本要領」に定める手続きに従って再生計画が策定される場合には、再生計画合意時点で所有する固定資産および再生計画に基づいて新規取得した固定資産について、一定期間、固定資産税の負担軽減を図り、早期再生を後押しすべきである。

(7) 経営者保証に関するガイドラインによる一体型整理の場合の無資力判定の明確化

「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」により、主たる債務と保証債務の一体整理を行っている場合は、保証人は資力を喪失して債務を弁済することが困難である。こうしたケースにおいては、再生計画合意後1年以内に保証債務の整理計画合意を受けることを要件として、所得税法第9条（非課税所得）第1項第10号を適用可能とするとともに、無資力判定に係る要件を明確化して、予見可能性を高めるべきである。

8. 追加的なカーボンプライシングの導入反対

わが国では、輸入に頼っているために高額なエネルギー本体価格に加え、揮発油税、石油石炭税（本則税率分）、地球温暖化対策税など国際的に高額な水準にある炭素税を既に負担している。

このような状況の中で、わが国でカーボンプライシング（炭素の価格付けに関する総称）によって追加的に炭素税を導入することは、中小・小規模事業者の経営を圧迫し、省エネ機器への設備更新や省エネ等の技術開発への投資を抑制する。その結果、世界トップレベルのエネルギー効率を誇るわが国産業の他国への生産拠点移転（カーボンリーケージ）や国際競争力低下を招く可能性があり、加えて国際的なイコールフットイングが確保されていなければ世界全体でのCO2排出削減につながらない懸念がある。

こうした観点から、カーボンプライシングによる炭素税など、新たに追加的な規制の仕組みを導入すべきでない。

9. 中小企業や地域を牽引する中核企業の成長を後押しする税制措置

(1) 中小企業基本法を念頭においた税法の基準の拡大（資本金1億円以下→3億円以下）

現在の税法上の中小法人の範囲は、法人税法において資本金1億円以下とされているため、中小企業基本法上の中小企業の中には、支援対象とならない者が存在している。

地域を牽引する中小企業の成長を促進するため、税法上の中小企業の基準について、中小企業基本法における中小企業の範囲を念頭に、資本金3億円以下まで拡大すべきである。

(2) 中小企業向けの租税特別措置の中堅企業への適用拡大

地域経済を牽引する中堅企業（資本金3億円超10億円以下）は、地域経済や中小企業への波及効果が大きく、成長に向けた取り組みへの喚起が重要である。そのため、中堅企業に対して、例えば、研究開発税制の中小企業向けの深掘り部分（控除率12%～17%）をはじめ、成長を後押しする中小企業向けの租税特別措置を適用すべきである。

V. 内需拡大・地域活性化に資する税制措置

1. 地方創生の取り組みに資する税制措置

(1) 地域未来投資促進税制等の設備投資を促す税制措置の拡充・延長

地域が自立的に発展していくため、地域の特性を活かし、将来の市場拡大が見込まれる新たな成長分野に挑戦する中堅・中小企業を後押しする観点から、地域未来投資促進税制等の地域の中核企業による設備投資を促す税制措置は拡充・延長すべきである。

(2) 大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置

地震・水害など大規模災害が相次ぐ中で、防災・減災の観点から、BCP（事業継続計画）を策定し、災害発生時の事業継続に備える動きが活発化している。災害対策のより一層の促進や内需喚起の観点から、事業用の建物・設備に対する耐震措置や防災設備・災害対策用の特殊車両等の導入、地域的な分散化を図るための設備・施設の設置などに係る設備投資減税の創設、固定資産税や都市計画税の減免等、思い切った支援措置を講じるべきである。

また、公的貸付機関および民間金融機関が激甚災害の被害者に対して災害に係る特別貸付けを実施する場合の印紙税の非課税措置について、適用対象を拡充する等の所要の措置を講じるべきである。

(3) 空き地・空き店舗の利活用促進に資する税制措置

①所有者不明土地の利活用促進のための税制措置の創設

人口減少・高齢化の進展に伴い、所有者不明土地の増加が見込まれる中で、所有者不明土地の円滑な利活用を促進する措置が必要である。

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、地域住民等の福利増進に資する事業の供する土地を譲渡した者に対する譲渡所得の特別控除や、土地・建物に係る固定資産税・登録免許税等を軽減する措置を創設すべきである。

②古民家・空き店舗等の利活用を推進する小規模不動産特定共同事業等に係る税制措置の延長・拡充

地域活性化の拠点として、古民家や空き店舗等の利活用を促進することが一層重

要となることから、平成 29 年度に創設された「小規模不動産特定共同事業」等を活用した不動産に係る登録免許税および不動産取得税の軽減措置は延長すべきである。
あわせて、借地権上の建物の対象化や、対象不動産の譲渡期間要件の撤廃等要件の緩和が必要である。

③空き地・空き店舗を利活用した所有者に対する固定資産税等の税制優遇措置の創設

都市計画法上の商業地域や近隣商業地域または商機能が集積している地区において、一定期間内（10 年間程度）に空き地・空き店舗を利活用した所有者に対し、固定資産税の減免等の税制上の軽減措置を講じるべきである。

④事業推進主体であるまちづくり会社等の活動基盤の強化に資する税制措置

地域でまちづくりの理念を共有・具現化する組織として、空き店舗運営や集客イベントなどの事業実施のみならず、土地・建物の所有者との連絡調整等を行うまちづくり会社等の活動基盤強化が必要である。

特定民間中心市街地経済活力向上事業計画や立地適正化計画等に基づく事業、空き地・空き店舗の利活用事業を実施するまちづくり会社等に対する不動産取得税や登録免許税等の減免を図るべきである。

（４）観光立国実現のための財源の活用

創設された国際観光旅客税については、外国人のみならず日本人も徴収対象であることから、インバウンド需要への対応のみならず国内観光の振興にも使われるべきであり、特に観光客を各地域に分散させる施策に重点的に使われることを検討する必要がある。

（５）外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見据え、地域の特産品等の外国人旅行者への販売機会を拡大し、外国人旅行者の国内での消費額を一層増加させるため、既に消費税の免税販売の許可を受けている事業者が、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売することを認めるべきである。

（６）商店街振興組合の基盤強化に資する支援措置の検討

商店街振興組合が実施する、アーケードや街路灯等の設置・管理に係る環境整備事業は、地域住民の利便性向上やまちの安心・安全の確保等に資する公共的な取り組みである。多くの商店街振興組合の構成員は、大多数が小規模事業者・個人事業者であり、その財務基盤は脆弱であることから、環境整備事業のための積立金を損金算入可能とする等、行政からの支援措置の検討が必要である。

（７）沖縄振興税制の延長・拡充

沖縄経済の成長を確かなものとし、さらなる産業の振興、自立型経済の構築を実現

するためには、以下に掲げる税制上の特例措置の延長、拡充および新設が必要である。

① 2018 年度末で適用期限を迎える次の制度について、3 年間延長・拡充すること

- ・ 観光地形成促進地域
- ・ 情報通信産業振興地域・特別地区
- ・ 産業高度化・事業革新促進地域
- ・ 国際物流拠点産業集積地域
- ・ 経済金融活性化特別地区
- ・ 離島旅館業の特例措置

② 2019 年 5 月 14 日で適用期限を迎える酒税の軽減措置について、3 年間延長すること

③ 沖縄における人材投資を促す税制を新設し、3 年間適用すること

④ 航空機燃料税の軽減措置の対象地域に下地島を追加すること

(8) 地域活性化に資する寄附金の損金算入限度額の拡充

企業は、自社の事業や雇用のみならず、町内会や地域の様々な行事等への参加を通じて、住民とともに地域コミュニティに貢献している。民間による地域振興の取組を後押しするため、地域活性化に資する寄附金については損金算入限度額を拡充すべきである。

(9) 商工会議所等に対する寄附等の全額損金算入

大規模な地震や水害等による災害が発生した際、商工会議所は、被災事業者の事業再開に向けた経営指導員の応援派遣、販路回復のための商談会の開催、義援金の募集等、全国 515 商工会議所のネットワークを生かし、被災地の復旧・復興支援に取り組んでいる。東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みにおいても、商工会議所が実施する復旧・復興事業に係る寄附金は指定寄附金とされ、地域の実情に即して復旧・復興に極めて効果的に活用された。今後も大規模な災害の発生が予測されている中で、災害が生じた際の早期の地域経済社会の復旧・復興事業など商工会議所等の公益目的事業への寄附金は、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすべきである。

2. 民間投資や消費を喚起し、内需拡大・地域活性化に資する税制措置

(1) 消費税率引上げに向けた住宅税制等の拡充

2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う需要変動の影響を緩和するため、住宅税制等について、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ① 住宅ローン減税の拡充
- ② 住宅取得資金等の贈与特例の拡充
- ③ 住宅取得支援税制に係る床面積要件の緩和
- ④ すまい給付金や省エネ住宅ポイント等の予算措置

(2) 都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例の延長

我が国の持続的な成長を支える都市の国際競争力強化や防災性能向上を図るとともに、都市機能や住宅ストックの更新等を促すため、都市再生促進税制および市街地再開発事業等に係る特例を延長等すべきである。

(3) 内需拡大に資する不動産税制の延長

- ①土地の売買等に係る登録免許税の特例措置の延長
- ②住宅の買取再販・サービス付き高齢者向け住宅に係る特例の延長
- ③Jリート等の不動産取得税および登録免許税の特例の延長・拡充

(4) 不動産流通課税の見直し・多重課税の排除

平成 16 年度税制改正において、土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置が廃止されたが、含み損を有する不動産の売却を滞らせ、不動産の流通に多大な弊害をもたらしていることから、土地建物等の譲渡所得と他の所得との通算措置を復活させるべきである。

また、不動産の流通を活性化させ、内需を喚起する観点から、不動産取得税の廃止、登録免許税の手数料化、印紙税の廃止、不動産所得にかかる土地取得のための借入金利子の損益通算制限の廃止など、不動産流通課税を抜本的に見直すことが必要である。

(5) 自動車関係諸税の簡素化・負担軽減

欧米諸国と比べ複雑・過重な負担を課している自動車関係諸税については、平成 29 年度税制改正大綱において、「自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」と記述されており、簡素化・負担軽減を実現すべきである。

保有課税については、国際的にも過重な自動車税の税率を引下げるべきであり、課税根拠を喪失している自動車重量税の「当分の間税率」は廃止すべきである。

消費税の 10%への引上げによる反動減対策の観点からも、取得時の課税の簡素化・負担軽減を図るべきである。

期限切れとなるエコカー減税、グリーン化特例は延長すべきである。

(6) 教育資金の一括贈与に係る非課税制度の延長

子育て世代の教育費の確保を支援し、わが国の多様で層の厚い人材育成を促進するため、教育資金の一括贈与に係る非課税制度は延長すべきである。

(7) 地域の消費を喚起する中小企業の交際費課税の特例の拡充

取引先が限定されるケースが多い中小企業においては、交際費等は、取引先に対する販売促進や事業活動のため不可欠な支出であり、その範囲は、単に取引先との接待飲食のみならず、慶弔関係も含まれる等広範囲にわたる。交際費等は、景気回復に伴って年々増加しており、中小企業においても、年 800 万円までの交際費等の損金算入特例は広く活用されている。

依然として個人消費が伸び悩む中で、民間消費の喚起する観点から、税務上の交際費

の範囲から除かれる飲食費（1人あたり5千円以下）について、上限を1万円程度まで引上げるべきである。

3. 地方の「自主・自立」に向けた地方税改革

(1) 外形標準課税の中小企業への適用拡大は、雇用や地域経済に甚大な影響を及ぼし、ひいてはわが国経済・社会の発展を阻害することから断固反対（再掲）

外形標準課税（法人事業税の付加価値割）は、「賃金への課税」が中心であり、人を雇用するほど税負担が増すことから、雇用の維持、創出に悪影響をもたらす。政府の賃金引上げの政策にも逆行し、経済の好循環の実現を阻害するものであり、外形標準課税の適用拡大には断固反対する。とりわけ、労働分配率が約8割にのぼり、損益分岐点比率が9割を超える中小企業への適用拡大は、赤字法人169万社が増税になるなどその影響は甚大であり、断固反対する。

特に、三大都市圏以外の地域においては中小企業が雇用する従業員の割合が高く、中小企業が雇用を支えている。外形標準課税が導入されることになれば、地方の中小企業は雇用を抑制し、地域の疲弊に拍車がかかり、地域経済が衰退し、ひいては、日本経済の成長に悪影響を与える。また、諸外国においても賃金課税は稀な税制であり、雇用や中小企業に悪影響を与えることから、近年は廃止している国が多い。

(2) 地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し

平成28年度税制改正において、地方法人税の偏在是正のため、法人住民税の一部を国税化する地方法人税が創設され、地方交付税の原資化されたところであるが、地方交付税は、地方自治体の行革への取組みを後押しするため、地方の行革努力を適切に評価し、交付割合に反映する必要がある。平成28年度から導入された「トップランナー方式」の対象業務の拡大等、行財政改革の割合に応じた地方交付税の配分を行う制度を加速すべきである。

地方自治体が交付税算定に関する予見可能性を高めるため、複雑かつ不透明との指摘がある基準財政需要額の算定方法については、簡素で透明性の高い算定方法を検討すべきである。

(3) 法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対

新たな地方税負担を求める場合、まず、自治体において人件費を含めた身を切る徹底的な歳出削減を行った上で、納税者となる住民や事業者等に対し、自治体の財務状況や当該税制の政策目的と税収の使途を十分に説明し、理解を得ることは当然の責務である。十分な説明もなく、安易に法人にのみ課税することは行うべきではない。

(4) 地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保

地方自治体の税収は、景気による税収変動や遍在性の大きい地方法人二税が16.9%を占めている。地域間の地域住民の行政サービスの受益と負担の意識を高める観点から、地方法人二税に過度に依存しない地方税体系の構築が必要である。また、地方税源の偏在是正の検討にあたっては、都市と地方の財政状況等に留意し、実効性のある措置を検

討すべきである。

VI. 経済活動・国民生活に資する税制

1. 所得税関係

- (1) 企業の株式発行・譲渡による資本調達力を強化するため、個人段階における配当二重課税を是正すること。
- (2) 個人事業主の事業主控除（290万円）ならびに、欠損金繰越控除期間（3年）を拡充するとともに、勤労性所得を認める税制を検討すること。
- (3) 地方移住を推進するため、賃貸住宅への住み替え時にも適用を認める等、居住用財産の買い換え特例を拡充すること。

2. 法人税関係

- (1) 地域経済と雇用の中核として大きな役割を担っている中堅企業の財務基盤強化の観点から、欠損金の繰戻還付制度の対象を資本金10億円以下の中堅企業にまで拡大するとともに、繰戻期間を2年に拡充すること。
- (2) 国家戦略総合特区等における税制上の措置を延長・拡充すること。

3. 地方税関係

- (1) 基礎的な先端研究や、知的財産の標準化に取り組み、日本の産業競争力強化に寄与している民間非営利研究法人（非営利型一般財団法人の研究機関）における、研究施設（土地・建物）や、研究設備に係る固定資産税等を非課税とすること。

4. その他

- (1) 大阪・関西万博開催が決定した場合、万博開催関連の寄附金は公益性および緊急性が高いことから、指定寄附金制度等の活用により全額損金算入できるようにすること。
- (2) 地方創生に資する事業を行う特定公益増進法人やNPO法人に対する寄附金の上限額を引き上げること。
- (3) 死亡保険金・死亡退職金等の相続税の非課税限度額を拡充すること。
- (4) 産業文化財等の固定資産税の減免措置や修繕・維持費用等に係る税制上の優遇措置を創設すること。
- (5) ふるさと納税制度は、着実に地方創生の促進に寄与している。国は引き続き、ふるさと納税制度の健全な発展を促進すること。
- (6) 航空機燃料税の軽減措置を継続・拡充すること。

以 上